1.議事日程第5号

(平成20年第8回大口町議会定例会)

平成20年9月26日 午前9時30分開議 於 議 場

日程第1 議案第56号の撤回について

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから、議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてまで、認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についてから、議員提出議案第6号 食料自給率の向上を求める意見書提出についてまで、及び請願第2号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書まで(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第7号 大口町議会会議規則の一部改正について(提案説明・質疑・ 討論・採決)

日程第5 議員提出議案第8号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出についてから、議員提出議案第11号 道路整備の促進と財源確保についての意見書提出についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第6 議案第57号 調整池整備工事請負契約について(提案説明・質疑・討論・採決)

日程第7 議員派遣について

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉	田		正	2番	田	中	_	成
3番	柘	植		満	4番	岡		孝	夫
5 番	宮	田	和	美	6番	酒	#	廣	治
7番	丹	33		勉	8番	土	田		進
9番	鈴	木	喜	博	10番	齊	木	_	Ξ
11番	吉	田	正	輝	12番	木	野	春	徳
13番	倉	知	敏	美	14番	洒	井	ク	和

15番 宇野昌康

- 3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)
- 4.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

酒 井 町 長 社本一裕 町 長 鍈 副 政策調整室長 兼総務部長 教 長 井 上 辰 廣 森 進 育 健康福祉部長 水野正利 環境建設部長 近 藤 則 義 会計管理者 前田守文 教 育 部 長 三輪 恒 久 企画財政課長 掛布賢治 建設課長 鵜飼嗣孝

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 議会事務局長 近藤 登 次 長 佐藤 幹 広

開議の宣告

議長(吉田正輝君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

(午前 9時30分)

議案第56号の撤回について

議長(吉田正輝君) 日程第1、議案第56号の撤回についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました議案の撤回請求については、9月25日に町長から提出された書面 の写しであります。

お諮りをいたします。議案第56号の撤回について許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号の撤回については許可することに決定しました。

諸般の報告

議長(吉田正輝君) 日程第2、諸般の報告をいたします。

各常任委員長及び決算特別委員長より、委員会審査報告書が提出されておりますので、その 写しをお手元に配付いたしました。

次に、大口町長より平成19年度大口町財政健全化判断比率等の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第46号から議案第55号まで及び認定第1号、並びに議員提出議案第3号から議員提出議案第6号まで及び請願第2号について(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第3、議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理についてから、議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)まで、認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定につ いて、議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出についてから、議 員提出議案第6号 食料自給率の向上を求める意見書提出についてまで、及び請願第2号 学 級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書までを一括議題といたします。

委員長報告、委員長報告に対する質疑を行います。

各常任委員長及び決算特別委員長から、委員会の審査経過及び結果について報告を求めます。 総務文教常任委員長 柘植満君。

総務文教常任委員長(柘植 満君) おはようございます。

議長の御指名をいただきましたので、去る9月8日の本会議におきまして総務文教常任委員会に付託を受けました5議案と請願1件の審査の内容と、その結果について御報告いたします。 委員会は、9月16日午前9時30分から役場第1委員会室において、委員全員と説明員として 町長初め関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案の説明は本会議において受けておりますので、直ちに審査に入りました。

初めに、議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、第5条の職員の旅費に関する条例の一部改正の内容は、町長や副町長、教育長に随行した場合、同じ旅費が支給されるのかとの質問に対し、203条と203条の2の二つに分離され、条項が改正されるだけで、旅費は今までも同じ額が支払われており、変わらないと説明がありました。そのほか特に質疑もなく、採決の結果、議案第46号は全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、地縁団体の数と管理の方法についての質問があり、地縁団体は7団体あり、登録後は認可地縁団体印鑑の台帳を作成し、管理している。台帳には、資産については記載されていないとの説明がありました。ほかに質問もなく、議案第47号は全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、また 議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については特に質疑もなく、全員 の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)について、歳 入歳出一括で質疑に入りました。

月額1万5,000円以上の低い年金の方の天引きは、生活費非課税という考え方から逸脱しているように思うが、住民税の天引きはどういう場合にできてどういう場合にできないのか。また、寄附金について、元校長、大脇先生の御家族からの100万の寄附金をバックネットフェンス購入などに使うのではなく記念品的なものに使ってはどうかとの質問に対しまして、住民税においては年金から所得税と介護保険料を控除した後の額が住民税より大きい場合に特別徴収の対象となり得る。また、寄附金については、御遺族の意思が新しい中学校で本当に必要なも

のに使っていただきたいということで、学校と協議し、防球ネットの要望になったものとの説明がありました。そのほか質疑もなく、議案第53号(所管分)については、採決の結果、賛成多数を持って原案どおり可決すべきものと決しました

続いて、学校規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書について審査いたしました。これについては、毎年、この趣旨の請願が提出され、採択してきていますので、今回も採択でよいとの意見があり、全員の賛成をもって採択すべきものとなりました。

以上で、総務文教常任委員会に付託を受けました5議案と請願1件の審査結果の報告を終わります。

議長(吉田正輝君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、健康福祉常任委員長 吉田正君。

健康福祉常任委員長(吉田 正君) それでは、議長の御指名がございましたので、健康福祉 常任委員会に付託を受けました8議案について、経過と結果を報告いたします。

まず議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第51号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、そして議案第52号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正については、いずれも質疑がなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)については、次世代育成支援行動計画の中間評価業務委託料について、なぜ補正で行うのかと質疑があり、国の方で作業の内容がようやく固まってきたからだと答弁がありました。保育園の給食について、食品偽装が問題になっているが、調査をすべきではないかとの質疑もありました。採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、 特に質疑もなく、採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、65歳から74歳の人を対象に10月から年金からの天引きが始まる。対象者は何人かとの質問がありました。対象者は446人で、うち39人が口座振替を選択しているとの答弁がありました。採決の結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について、議

員提出議案第4号 後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者に医療費助成制度の適用を求める意見書提出については、いずれの議案も国の動向を見守っていくことが望ましいとの意見があり、採決の結果、賛成者はなし、全員の反対で否決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の結果報告を終わります。

議長(吉田正輝君) 健康福祉常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、環境建設常任委員長 鈴木喜博君。

環境建設常任委員長(鈴木喜博君) 皆さん、おはようございます。

議長の御指名を受けましたので、去る9月8日の本会議におきまして環境建設常任委員会に付託を受けました3議案の審査の内容と結果の報告をさせていただきます。

当委員会は、9月18日午前9時半より役場3階第1委員会室において、委員全員と酒井町長以下関係職員の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

付託を受けました議案につきましては、本会議において既に説明を受けておりますので、ただちに質疑に入りました。

それでは、付託議案の順序に従って報告を申し上げます。

まず議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)については、マザック北側の道路事業で債務負担行為で3,500万計上してあるが、その用途についての質問に対し、ヤマザキマザックの工事と並行して行うが、21年3月末までにすべての工事を終えることができず、歩道部分の工事が残ってしまうための処理と答弁がございました。

次に、犬等捕獲用おり購入費についての質問があり、保健所の所管事務ではあるが、動物管理保護センターへ連絡してからこちらの方に来てもらうまでに時間がかかり、取り逃がす可能性があるので、職員が先に捕獲をしておき、住民に危害が及ばないようにするため、また19年度は8頭を捕獲したとのことでございます。今後は、アライグマ、ヌートリア捕獲にも利用をしたいとの答弁がございました。

関連で、今後、報奨金などの制度を取り入れる考えはないかとの問いがあり、今のところは 考えていないとの答弁でございました。

次に、土地改良区除籍料、改良区決済金についての質問があり、除籍料については大口町土 地改良区の決済金であるとの答弁でした。また、木津用水土地改良区の決済金については、平 米当たり202円30銭で、10年分の用水費の前払いのイメージのようだとの答弁でございました。 次に、公有財産購入費で資源リサイクルセンターの駐車場と資材置き場用地購入費とあるが、 どのように考えているのかとの問いに対し、現時点で1日200人程度利用者があり、駐車場が 不足をしている。また、役場の至るところに散在している自立ボックスを1ヵ所に集め、合理 的に作業を進めていきたいと考えているとの答弁がございました。その他質疑もなく、採決の 結果、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議員提出議案第5号 国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意見書、並びに議員提出議案第6号 食料自給率の向上を求める意見書につきましては、現在、国の方も混迷をきわめている状況であり、また新しい国の体制をいましばらく見た上で判断をした方がいいとの意見があり、採決の結果、議員提出議案第5号、6号については否決するものと決しました。

以上で、環境建設常任委員会に付託を受けました3議案の審査の内容と結果の報告とさせて いただきます。

議長(吉田正輝君) 環境建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、決算特別委員長 田中一成君。

決算特別委員長(田中一成君) 9月8日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託されました平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、9月10日午前9時30分より9月11日午後2時23分まで、議会第1委員会室において、町長以下職員の同席を得て開会をし、審査を行いました。その審査の内容と結果について報告をいたします。

まず、一般会計の歳入については、定率減税の廃止、17年度に行われた65歳以上で125万円以下の所得の者に対する非課税措置の見直しにおける激変緩和措置の影響、さらに中小業者が3月31日までに消費税を納めなければならなかったことで、住民は増税に脅かされたが、その影響額、住民の反応についての質問がありました。これに対し、納税時期には1週間から10日ぐらいは平均で二十五、六人の方が窓口に問い合わせに見えた。影響額については、当初約5,300万円の増収になると見込んでいたが、実質影響額は6,000万円であったとの答弁がありました。また、65歳以上で非課税から課税になった人は平成16年度の試算でおおむね110名で、その額は488万円ほどであるとの答弁でありました。

また、国においては、定率減税の廃止による増収分は国民年金の国庫負担を3分の1から2 分の1にするための財源にするとの公約であったが、現実にはその一部しか充当されていない 政府の態度について質問がありましたが、十分承知していないので、特にコメントすることはないとの答弁でありました。

延長保育料について、特に通常保育料より高額になっている人が24人おり、そのうち23人が 母子家庭であり、見直しについての質問がありました。これに対して、1時間100円を500円と 5倍に上がったと厳しい指摘もあり、平成21年度より1時間単位制などの是正を視野に見直し を図っていきたいとの答弁がありました。

関連して、女性職員の登用率が低いとの指摘に対し、管理職としては現状 2 名であり、何とか引き上げていかなければならないと思っているとの答弁でありました。

印鑑登録証の有料化はすべきではなかったとの指摘がありましたが、町財政との関連ではな く、実費分を徴収すべきとの考え方で有料化を図った旨の答弁がございました。

次に歳出についてでございます。

役場駐車場の区画線工事費117万6,000円は予算になく、庁舎アスベスト撤去工事費を流用しているが、その法的な根拠、金額的な制限はどれだけかとの質問がありました。これに対し、予算を議会で承認いただいて執行するのが基本だが、諸般の事情で対応できない場合は充用・流用ができる。また、その金額的なものは持っていないとの答弁でありました。

交通指導嘱託員が2名であるが、増員をし、危険箇所にも連日配置されていない現状の改善を求める質問がありました。執行部からは、特に北部中の北小への転用に際しては留意するとの答弁がございました。

行政区に対する交付金が年々一括化の方向にあるが、検討時期の配慮とともに、その総額が 18年度は1,533万円であったものが19年度は1,498万円と減額になっていることを懸念する質問 がありました。減額する意図はないが、防犯灯、自主防災設備などの実績に基づく交付金が3 地区で減額になったためであるとの答弁でございました。

町長の初登庁の際における花束8,000円の支出について不適切ではないかとの指摘がありましたが、住民の代表であり、問題はない。ただし、交際費からの支出については検討をするとの答弁でございました。

スクールバスについての質問がありました。当初とは違い、高学年にも拡大してほしいという声があり、また中学生についても検討していかなければならないと思っているとの回答でありました。

小学校の安心パトロールは人がいないときがあるが、責任があるので出ていかなくてはならないなどの声もあり、お母さん方も手伝ったらという声もあるとの指摘がありました。これに対し、高齢者の方が多く抜けざるを得ない人も出てきますので、PTAや地域安全パトロールでも協議していきたいと考えているとの答弁でございました。

一部の公用車の使用率が低いとの指摘がありました。軽四トラック、カローラについては他 の車の代用も考えられるので、削減を検討するとの答弁がありました。

小規模事業者への発注を積極的にとの指摘がありました。町商工会では、小規模工事契約は町内で534件、4,853万円、このうち小規模事業者の登録をいただいていた件数は1件で47万円、修繕・備品なども含めた小規模工事契約全体では1,699件で1,464万円、大口町が発注した件数は18件で126万円程度の実績があったとの答弁がありました。

防災訓練は、近隣では日曜日が多いのになぜ大口町は土曜日かとの質問がありました。特に 理由はないが、今後は日曜を基準にして設定したいとの回答がありました。

防災備品の保管場所が食堂棟などになっているが、大丈夫かとの指摘がありました。使い勝手が悪い面もあるので、庁舎管理の担当とも相談し、将来的には考えていきたいとの答弁でありました。

敬老祝い金制度の縮小と関連して、後期高齢者医療制度、介護保険制度の負担増などがあり、 もとに戻すべきだとの指摘がありました。18年度は635万円、19年度は155万円で479万円の変 化があるが、これはアンケートの結果に基づいた措置であり、この470万円については子育て に回す考えで20年度も同様に執行していきたいとの答弁がありました。

学童保育料の値上げの検討状況はどうかとの質問がありましたが、今現在は検討の中に入っていないとの答弁でございました。

北児童クラブが定員オーバーになっていることへの対応を求める指摘がありました。現在8名オーバーしており、さらに潜在的な希望者がいるので、別の場所も可能性があれば視野に入れ、希望に沿えるよう検討したいとの答弁がありました。

老人福祉センターの光熱水費の計上がないのはなぜかという指摘がありました。小メーターがないため、教育費に一括計上してあるとの説明でしたが、それでは教育費の予算が実際には膨らんでおり、正確さに問題があるとの再質問に対し、健康文化センターも同じ問題を抱えているので、フロアの面積や過去の実績などで案分するなどの方法を検討したいとの答弁がありました。

その他精神障害者への対応の改善、がん検診の受診率が国の指針より相当に低いのではという指摘、住民健康診査から特定健診制度への移行に伴う健診漏れ問題などの質問もありましたが、ほとんどが今後の議論にゆだねられる回答でありました。

生ごみの堆肥化についての質問がありました。2市2町で1ヵ所の集中型の堆肥化施設ということではなく、ごみ処理の広域化計画の中で考えていきたいとの答弁にとどまりました。

不燃物集積場の借地料に補助はできないかとの質問がありました。町内に60ヵ所近くの不燃物集積場があり、さまざまな事情と状況があり、一定の基準で買収に応じているが、借地料へ

の補助は今のところ考えてないとの回答でした。

ふれあい池管理事業352万円について、その利用者数についての質問がありましたが、わからないとの答弁がありました。関心を持って把握する必要があり、利用者があまり少ないならば事業の見直しをすべきだとの指摘がされました。

その他、県が既にマスタープランの作成に着手しているが、町がそのことに対して意見具申 をするなどの対応がおくれているのではないかなどの指摘もございました。

その他につきましては、割愛をさせていただきます。

以上の審査を経て、賛成多数でこの決算については認定することに決しました。

以上でございます。

議長(吉田正輝君) 決算特別委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、委員長報告・委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、討論 に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第46号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号 大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への職員 の派遣等に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第47号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第48号 大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、討論に入り ます。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第48号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第49号 大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第49号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第50号 大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、討論に入り ます。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第50号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第51号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第51号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第52号 大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について、討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第52号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)について、討論に入ります。 ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 二つの理由で反対をさせていただきます。

一つは、来年度から住民税も65歳以上の年金受給者から、年金から天引きをさせていただく ということを準備するための電算システムの開発委託料などが計上されていることについては 認めがたいために反対であります。

もう一つは、給食費が生徒の分だけで234万9,000円値上げ分の徴収をするとの予算が計上されております。御承知のように、今、外国から輸入した事故米が大半でありますけれども、それを材料とした有害物質を含んだ食材が愛知県、京都を初め全国の都道府県に出回っている、大変な問題に発展しております。微量だからいいということではなく、柘植議員の質問にもありましたように、さまざまな有害物質が組み合わさって複合汚染という形で今子供たちの体を

むしばみ、アトピーなどなどの病気の要因になっているという指摘もあるところであります。

大口町の学校給食も、輸入品などを除外するなどということは到底望めない状況であります。 そして、父兄に負担していただく今回の値上げ分をもってしても、従来の水準まで給食の内容 を改善することは不可能であり、せめてその差がある分だけでも町から補てんをして、子供た ちに従前の水準の給食をきちんと供給していただきたいというふうに要請してまいりましたけ れども、残念ながら今度の補正予算では父兄の負担だけで、町からのそうした配慮が見られな いのは大変残念であり、反対せざるを得ません。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 議案第53号 平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)について、 賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、昨年度好調であった町内企業の設備投資に伴い、償却資産を主とする固定資産税の増額が1億円、前年度からの繰越金が4億3,240万円歳入として追加計上されており、一方、財政調整基金への積立金額につきましては3億120万円を追加するもので、昨年度後半からやや景気の後退が見られるものの、地方財政としては極めて健全な状況にあります。

歳出の主なものとしては、公的年金からの個人住民税の特別徴収制度導入に関係するものと して地方税電子化協議会負担金及び電算システム開発委託料の追加が計上されております。こ の特別徴収制度に関しましては、さきの6月議会において大口町税条例の一部改正議案を可決 しておりますが、地方税法の改正により全国共通の制度により行われるもので、年金受給者の 納税の利便性の向上と徴収事務の健全化を図るものであります。

次に、道路整備事業に係る工事請負費 1 億6,700万円、道路用地購入費660万円の追加につきましては、補正予算としては高額なものでありますが、町内企業の整備計画にあわせて前倒しで施行することにより、約 1 億円の事業費節約が見込まれるものであります。

次に、循環型社会形成事業の資源リサイクルセンター駐車場・資材置き場用地拡張に係る経費4,615万3,000円につきましては、現有施設が手狭であるために、役場庁舎等に仮置きしている資源ごみ回収容器や回収した資源類等を集中して整理・保管、処理をすることができ、合理化につながるものであります。また、搬入車両の駐車スペースが少なく、危険となっている状態も解消されます。さらには、駐車場が不足ぎみの総合運動場や健康文化センター等の利用者にも役立つものと考えられます。

また、住民の施設利用に支障となっていた中央公民館等の防水工事、障害者自立支援事業に

関係する国・県からの財源の整理を行うものなど、重要な経費の計上がされております。

以上のように、本案は住民の利便性の向上と町財政の効率的執行を考えて提案されたものであると判断するものであります。よって、平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)につきましては適切なものと判断し、この議案に賛成するものであります。

議長(吉田正輝君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第53号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第54号 平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第54号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、討論に 入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、反対討論をさせていただきます。

10月15日の年金支給日から、65歳以上74歳までの世帯の国保税が新たに年金から天引きされることになりました。滞納がないなどの理由により、一部口座振替も認められておりますけれども、申し込んでもいないのに強制天引きであります。大口町では、対象者が446人で、そのうち口座振替を選択した人がわずか39人であります。407人の人が天引きになるのであります。

天引きになると、実は増税につながります。御存じでしょうか。普通徴収や口座振替が行われていたとしても、支払った保険税は生計を一にする息子さんなどの社会保険料控除の対象と

なります。ところが、年金から天引きされるようになると、同様なことが国税庁は実は認めておりません。よって、扶養している息子さんなどの所得税や住民税が増税になってしまう、こういうことが起きます。天引きされる世帯の中には、これまで国保税を滞納していた世帯もあると思います。国保税を滞納することによって、その分で何とか生活ができていた世帯は滞納もできなくなるわけですから、生活ができなくなるおそれが極めて高くなります。

一般質問でも指摘をさせていただきましたが、所得100万円という世帯で4人家族の場合、12万5,000円という国保税、所得に対する保険税の割合は12.5%という高い割合で支払わなければなりませんが、社会保険等の負担割合と比べると、それをはるかに超えております。国保税の引き下げを求めます。

また、持続可能な社会を形成するために、低所得者にも負担をしてもらうのは当然だという考え方は、一部の金持ちの暮らしを維持するための方便であり、多くの庶民の暮らしが持続していきません。そのようなことにならないためにも、10月15日からの年金天引きをやめるように要求をし、反対の討論とさせていただきます。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 賛成の立場から討論を申し上げます。

議案第55号 平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

新たな後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度からは国民健康保険特別会計予算に前期高齢者納付金、後期高齢者支援金などが新設されたところであります。この後期高齢者医療制度につきましては、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて負担が明確で公平な制度が必要であるとして、国民健康保険制度も見直しされたものであります。

今回の平成20年度国民健康保険特別会計補正予算につきましては、前期高齢者納付金など適切に予算が補正されており、この議案に賛成するものであります。よろしくお願いします。 議長(吉田正輝君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第55号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入 ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) それでは、認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳 出決算認定について、反対の討論を述べさせていただきます。

まず住民税の定率減税は、平成19年6月分から廃止されてしまいました。国のモデルケースでは、夫婦と子供2人で給与収入が700万円の世帯で、住民税と所得税を合わせて平成18年と比較して4万1,000円の増税となります。また、平成17年1月1日現在65歳以上の人、つまり昭和15年1月2日以前生まれの人は、前年の合計所得金額が125万円以下の人について、住民税は非課税でした。平成18年度以降、段階的に住民税が増税されるようになっております。住民税が課税か非課税かでは大きな違いが実はあります。住民税が課税になると介護保険料や利用料、国保税などの軽減が受けられなくなってしまうのであります。庶民には大増税であります。町の税収が史上最高だということをもろ手を挙げて祝いたい気持ちには、私は到底なりません。庶民減税こそが必要であるというふうに思います。

続いて、延長保育料の負担増も許せない思いであります。ある御夫婦の方はおっしゃいました。家を持ちたいので、2人で力を合わせて働いて子育てもしてきたけれども、3倍以上も上がった延長保育料でがっかりしたと。この御夫婦が、夜遅く保育園に迎えに来られた駐車場でお話をされましたことを、私は忘れることができません。また、母子家庭の皆さん方にも延長保育料の値上げがもろに影響していることも、一般質問などを通じてわかってきました。こんなことを平成20年度も続けていくことは、本当に腹立たしい限りであります。

歳出の面では、町長交際費が町長初登庁用の花束代になっていたことにも驚かされました。 多分町長さん御自身も驚かれたことでしょう。これまでの慣行だそうですが、改める必要があ るのではないでしょうか。そうした花束を町長さんに渡したいということであるのならば、渡 したい人がお金を集めて渡した方が気持ちもよいのではないでしょうか。

敬老祝い金は、80歳から5歳刻みで支給されるようになってしまいました。ことしは、私も参加をさせていただきましたが、次の5年先まで生きておれない、こういうふうに言われる方がほとんどでありました。寂しい敬老行事になってしまったようにも思われます。ぜひもとに戻してもらいたいものであります。

先ほども申し上げましたけれども、「持続可能な」という言葉がはやっております。この言葉には、住民に負担と義務ばかり押しつけるという意味があると思います。これでは、みんなが伸び伸びと暮らすことができません。住民の暮らしそのものが持続可能にすべきなのに、企

業や自治体などの団体だけが持続可能になってもしようがありません。主人公は住民であり、 人であり、生き物であると思います。大口町は、財政的に豊かな町だと言われております。子 供の医療費は中学校卒業まで無料に、4月から行われておりますけれども、これと同様に、豊 かさが実感できる町にしていく方向で頑張っていただくようにお願いを申し上げ、反対の討論 を終わらせていただきます。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 認定第1号 平成19年度一般会計及び特別会計の決算について、賛成の 立場で討論をさせていただきます。

平成19年度の日本経済は、前半は企業収益の改善に伴い設備投資が増加し、雇用情勢にも改善が見られるなど企業の好調さが反映し、景気拡大基調で推移してきました。しかし、後半は原油価格高騰やアメリカの景気の減速を初めとした世界経済の動向など、企業収益のマイナス要因も顕著にあらわれてきたところですが、幸いにして愛知県においては、元気な愛知の象徴と言われる自動車関連産業などの好調な企業業績を受けて、県税収入も過去最高となり、約80億円の黒字という決算見込みが示されております。本町においても、法人町民税が22億円、町税全体では64億円を超える歳入があるなど過去最高の税収を記録し、最大のプロジェクトであった新生大口中学校校舎の完成時期としても非常に好都合のタイミングとなりました。また、今後の小学校の施設整備への継続的な投資や、さらに将来に向けての財政基盤の支えとなるべく、基金等へ増資を行うこともできました。

このような状況下、平成19年度においては事務機器や施設の集中管理、補助金の整理統合、並びに運営費補助から事業費補助への転換、住民との協働事業の推進、受益者負担の見直しなど適切な対応が図られ、一般会計及び特別会計の決算については全体として極めて健全であり、総計決算における歳入歳出の差し引き額は前年度に引き続き黒字になっております。単年度財政力指数についても平成12年度以降毎年上昇しており、19年度も1.61と、執行部の努力を評価するものであります。

以上のように、予算の執行に当たっては、それぞれの分野において効率的な運営が行われ、 適切に処理がなされているため、この決算認定に賛成するものであります。以上です。 議長(吉田正輝君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、認定第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) それでは、議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意 見書提出について、賛成の立場で討論を行います。

この制度が始まって半年がたちました。中身の理解がだんだん進み、年齢で区別して囲い込む医療制度はおかしい、今まで保険料を払わなくてもよかった人からも年金から天引き、やめてほしいなどの声とともに、廃止を求める署名も全国では600万筆を超えております。舛添厚生労働大臣も、麻生総理大臣も、年齢での区別をなくし、年金からの天引きの見直しなどを口にせざるを得ない状況になっています。まさに、世論の力によって政治を動かしていることがわかります。35都府県の医師会も633の地方議会も制度の見直しや廃止をせよと求めています。

これまで政府・与党が行った対策は、部分的な負担軽減を図っても、一時的なものであって、 抜本的な改善になっていないからこそ、いまだに廃止の声が強いのではないでしょうか。この 意見書に賛成することは、国民世論と一致することにほかなりません。ぜひ議員の皆さん、こ の意見書に御賛同いただきますようにお願いを申し上げ、賛成の討論を終わらせていただきま す。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 反対の立場から討論をさせていただきます。

議員提出議案第3号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書の提出について申し上げます。

御承知のとおり、平成18年6月に公布された健康保険法等の一部を改正する法律により、医療保険制度の抜本的な改革が行われ、段階的に施行されているところであります。いよいよこの4月からは、この改革の最大の柱であります75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度(長寿医療制度)がスタートし、本格的な施行を迎えました。

この長寿医療制度は、老人医療費を中心として増大する国民医療費を賄い、国民皆保険を持続可能なものとしていくには、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢者世代を通じて負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものと理解しております。

また、この制度の財源としては、国・県・市町村からの公費による負担金、現役世代からの 支援金のほかに、新たに高齢者自身にも一定の保険料負担が生ずるが、これも社会全体で制度 を支えていくという観点からやむを得ないものと考えています。

これまで高齢者の方々の理解を得るため、政府の高齢者医療プロジェクトチームは、保険料の納付方法の見直しや低所得者に対する保険料の軽減など、さまざまな改善策を講じておりますが、この制度は本年4月から始まったばかりでありますので、しばらく静観すべきと考え、この議案に反対するものであります。以上です。

議長(吉田正輝君) これをもって、討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第3号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。 議員提出議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

議員提出議案第4号 後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者に医療費助成制度の適用を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 議員提出議案第4号 後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の 障害者に医療費助成制度の適用を求める意見書提出について、賛成の立場で討論を行います。

意見書の中にもありますように、国の動向、つまり厚生労働省は7月23日、都道府県知事に対して、65歳から74歳の障害者が医療費助成を受ける場合に、後期高齢者医療制度への加入を条件にしないように適切な対応を求めています。ところが、愛知県は、障害者が後期高齢者医療制度に加入しないと医療費の助成を受けられないのであります。こういうときには、国の動向も守らない、障害者に負担を重くするようにする、こういう愛知県の姿勢でよいのでしょうか。障害者は、健常者と比べて保険料を10年も早くから払わなければなりません。これは、まさに不平等以外何物でもありません。障害のある人がこんな気の毒な状態に置かれていることに、議員の皆さん、ともに腹を立て、愛知県に対して態度を改めよと言いましょう。ぜひこの意見書に御賛同いただきますよう最後にお願い申し上げ、賛成の討論を終わらせていただきます。以上です。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 酒井廣治君。

6番(酒井廣治君) 反対の討論を申し上げます。

議員提出議案第4号 後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者に医療費助成制度の適用を求める意見書提出について、反対の立場から討論をいたします。

御承知のとおり、この医療制度は、老人医療費を中心として増大する国民医療費を賄い、国 民皆保険を持続可能なものとしていくには、世代間の負担の不公平をなくし、現役世代、高齢 者世代を通じて負担が明確で公平な制度が必要であるとして創設されたものと理解しておりま す。

また、制度の財源としては、国・県・市町村からの公費による負担金、現役世代からの支援 金のほか、新たに65歳から74歳の障害者の方を初め、高齢者自身にも一定の保険料負担が生ず るが、これも社会全体で制度を支えていくという観点からやむを得ないものと考えます。

現在、愛知県では、65歳から74歳までの障害者の方の医療費助成について、長寿医療制度の加入者を助成の対象としています。

愛知県の障害者医療は、所得制限や一部自己負担を導入することなく、対象も他の県では実施していない自閉症と診断された方を含めております。全国でトップの手厚い制度であり、また国の制度を補完するもので、国が実施するあらゆる制度を最大限活用した後に、なお残る自己負担分について助成するという考え方に基づいております。

こうしたことから、愛知県の障害者医療の水準をこれからも維持し、障害者の方々の医療に 寄与するため、今後も国の制度をできるだけ活用するという考え方は適切であり、この議案に 反対をするものであります。

議長(吉田正輝君) これをもって、討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第4号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。 議員提出議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

会議の途中ですが、10時45分まで休憩といたします。

(午前10時32分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時45分)

議長(吉田正輝君) 議員提出議案第5号 国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意 見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 今、大変原油・燃油が高騰していることに当たりまして、とりわけ農業者、漁業者などの状況は皆さんも御承知のとおりであります。それに加えて、運輸業者等々も大変な状況であると言われております。

一般国民生活におきましても、昨年の冬も大口町内の皆さんからは、冬になって寒くても夜の一定時間だけ石油ストーブをたいて、昼は布団をかぶって我慢していると。その方の生活保護の申請などもいろいろと相談に乗ったわけでありますけれども、基準すれずれで保護も受けられないというような厳しい状況もございます。

この原油高騰の原因にはさまざまありますけれども、一つは国際マネー、投機マネーによってこうした高騰がもたらされている。このことに対して、ヨーロッパ諸国の中からは、これらを国際的に規制すべきだという声も上がっておりますけれども、残念ながら日本政府はそのことについて極めて消極的な姿勢に終始していることは大変遺憾であります。

いずれにいたしましても、国民生活全般において、こうした異常な原油・燃油高騰の折に、 皆さんの生活を守り、そして産業を守り、そして営業を守るためにも、これらの対策について は十分な対策をする必要があると考えます。

以上で、賛成討論とさせていただきます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 第5号について反対の立場で討論させていただきます。

この9月定例議会に国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意見書が提出されました ので、私の意見をここに述べさせていただきます。

今回の意見書は、すべてが国民の生活に大きく影響している重要な意見書だと思いますが、 国策でも、今麻生内閣が誕生し、新内閣の閣僚人事も決まり、これからこうした問題解決に向 かい政府が一丸となって取り組む姿勢が感じられます。きのうまでガソリンも7週連続で値下 がりもしております。また、原油そのものも値下がり傾向を見せております。よって、今、こ の意見書はもう少し機を見てから提出した方がいいかと思いますので、反対討論とさせていた だきます。以上です。 議長(吉田正輝君) これをもって、討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第5号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。 議員提出議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

議員提出議案第6号 食料自給率の向上を求める意見書提出について、討論に入ります。 ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 日本の食料自給率が一時は39%までに低下をいたしました。

政府・与党の皆さんも自給率の向上は至上命題だと常に言われておりますけれども、現実は 逆行してまいりました。

今、先進国の食料自給率の平均は103%と言われております。ブッシュ大統領の予算教書演説などでは、こう言っております。自国の安全保障で最も重要なのは、自国民に対する食料も自力で確保することである。そうした面から言えば、日本の自給率が40%という異常な事態は、国民の安全保障に対して全く責任を負わない、そうした政治の結果であると言わざるを得ません。

私の一般質問に対して、農地の持っているさまざまな機能、とりわけ湛水機能などをかんが みながら一定の所得保障などについて前向きな答弁をいただいたことは大変感謝をしていると ころであります。

いずれにいたしましても、農業の振興、農業は日本の基幹産業である、そういう位置づけの もとに、自国民の食料は自国で賄うという基本を堅持して、食料自給率の向上について政府が 一体になって努力をされる必要があるというふうに考えます。

さらに、現在、食の安全ということが国民の大変大きな関心事になっております。消費者も 農業者と協力・協働しながら、この食料自給率の向上を国民一丸となって求めていかなければ ならない状況であり、この意見書採択をされるために、議員諸氏の賛成をいただくようにお願 いをして、私の賛成討論とさせていただきます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

議長(吉田正輝君) 宮田和美君。

5番(宮田和美君) 第6号議案に反対討論をさせていただきます。

食料自給率の向上を求める意見書について、この意見書についても今大変国内外で大きな問題になっております。事故米に端を発し、中国製の食品からメラミンが検出され、石破農林水産大臣がこの問題に真剣に取り組み、国民の安全を守るため、新大臣も、農林水産省全体の意識革命が必要だと前向きに取り組む姿勢を見せています。自給率向上についても、その手腕をもう少し見届けてから提出すべきでもよいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(吉田正輝君) これをもって、討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第6号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決をいたします。 議員提出議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

請願第2号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、請願第2号の採決に入ります。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本請願は採択することに決定いたしました。

議員提出議案第7号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第4、議員提出議案第7号 大口町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

鈴木喜博君。

9番(鈴木喜博君) それでは説明させていただきます。

議員提出議案第7号

大口町議会会議規則の一部改正について

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成20年9月26日提出

提出者 大口町議会議員 鈴 木 喜 博

賛成者 大口町議会議員 吉 田 正

" 大口町議会議員 田 中 一 成

"大口町議会議員柘植満

"大口町議会議員 土田 進

" 大口町議会議員 齊 木 一 三

"大口町議会議員 宇 野 昌 康

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)が、平成20年6月18日に公布されたことに伴い、この会議規則の一部を改正するため必要があるからである。

なお、2ページに新旧対照表がつけてありますので、お目通しください。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上でございます。

議長(吉田正輝君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑は会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までとなっておりますので、御了承願います。なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員提出議案第7号 大口町議会会議規則の一部改正について、質疑に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、議員提出議案第7号の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第7号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第8号から議員提出議案第11号までについて(提案説明・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第5、議員提出議案第8号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の 実施を求める意見書提出についてから、議員提出議案第11号 道路整備の促進と財源の確保に ついての意見書提出についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第8号から第10号までについて、丹羽勉君。

7番(丹羽 勉君) 議長の御指名をいただきましたので、議員提出議案第8号から第10号に ついて、朗読をもって提案理由を説明させていただきます。

議員提出議案第8号

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出について 地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出 する。

平成20年9月26日提出

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場ではいじめや不登校、非行問題行動など、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されておらず、これまでにも増してきめ細やかな対応が必要になってきています。 また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加などの課題にも直面していま す。このようなさまざまな課題に対応するためには、学級規模の縮小は不可欠です。

また、各地方自治体ごとの工夫で学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員などの財政負担は本来国が負うべきものです。一方、第7次定数改善計画が2005年度に完結して以来、次の改善計画の実施は見送られたままになっています。また、その後の「教育課題対応緊急3か年対策」や、主幹教諭の配置では、教育現場の課題解決に結び付かず、子どもたち・保護者・県民の願いに応えるものとはなっていません。

一人ひとりに行き届いた教育を実現するためには、教員が子どもと向き合う時間を確保し、よりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければなりません。そのためにも、教職員 定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の実施を含めた国による さらなる定数改善が望まれます。

よって、平成21年度の政府予算編成期にあたり、学級規模の縮小と次期定数改善計画の早期実施に向けて、十分な予算確保をされるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

立

平成20年9月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 麻生太郎

財務大臣 中川昭一

文部科学大臣 塩谷

総務大臣 鳩山邦夫

議員提出議案第9号

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日提出

提出者 大口町議会議員 丹 羽 勉

賛成者 大口町議会議員 田 中 一 成

"大口町議会議員 柘 植 満

" 大口町議会議員 岡 孝 夫

"大口町議会議員 齊 木 一 三

" 大口町議会議員 木 野 春 徳

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。 愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒一人当たり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。

その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額とあいまって、単価では増額に転じつつ あるが、総額抑制は続いており、15%カットの傷跡は深く、少子化による生徒減とも重なって、 多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一 層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況で、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや耐え難いものとなり、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、高校生以下では28億円、0.45%増額されたが、しかし、現在もなお、国の「骨太方針」では、「5年間にわたり、1%削減」方針が打ち出されている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と 教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税 交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

併せて、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の充実と、専任教職員増など「教育改革」の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9 月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣麻生太郎財務大臣中川昭一文部科学大臣塩谷立総務大臣鳩山邦夫

議員提出議案第10号

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出 する。

平成20年9月26日提出

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担って おり、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として「経常費 1/2助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、県の財政難のなかで、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じつつあるが、平成10年度実績は回復されおらず、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。しかも、私学経費の1/2を助成する現行の「愛知方式」では、経費を節減すればするほど助成額が減額されるという矛盾をはらんでおり、これに代わる新たな助成制度の確立が切望されている。その一方で、公立教育費は平成10年度実績を上回るなど充実が図られており、このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、長引く不況の影響も重なり、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや限度をこえており、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、私学を

選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育 を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

したがって、当議会は、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 9 月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

愛知県知事 神田真秋

議長(吉田正輝君) 議員提出議案第11号について、宮田和美君。

5番(宮田和美君) 議長さんのお許しをいただきましたので、以下朗読させていただきます。

議員提出議案第11号

道路整備の促進と財源の確保についての意見書提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を、大口町議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成20年9月26日提出

提出者 大口町議会議員 宮 田 和 美

賛成者 大口町議会議員 酒 井 廣 治

" 大口町議会議員 丹 羽 勉

"大口町議会議員 土田 進

"大口町議会議員 鈴 木 喜 博

" 大口町議会議員 倉 知 敏 美

道路整備の促進と財源の確保についての意見書

道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は全国 各地域が長年にわたり等しく熱望してきております。

本町は、高速道路小牧インターチェンジに近隣し、国道41号、155号の2本の国道が通過するという恵まれた立地条件のもとに内陸工業地域として発展を続けているところであります。このように、道路に対する依存度が非常に高いにもかかわらず、重要路線である国道41号、155号は慢性的な渋滞をひきおこしており、そこにつながる県道、町道も同様な状況であり、町民生活や経済・社会活動に大きな障害となっており、その整備促進は喫緊の課題であり、町民の切なる願いであります。

これにこたえるためには、国道をはじめとし、生活に密着した県道、町道に至るまで着実な 整備が必要です。

このような状況下で、平成20年5月に閣議決定された「道路特定財源に関する基本方針」により、2009年度からはこれまで道路整備に充当されてきた道路特定財源が一般財源化されることとなり、道路整備以外の他の使途へ転用されることなどにより、地方の道路整備が大きく停滞することが危惧されてなりません。

よって、国におかれましては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段の 配慮をされるよう強く要望します。

記

- 1. 道路特定財源の一般財源化にあたっては、受益者負担という制度の本来の趣旨を尊重し、 地方が真に必要としている道路の整備が計画的かつ強力に進められるための財源に充てるこ と。
- 2.地方の道路整備に対する期待に応えるべく、新たな道路中期計画の策定にあたっては、地方の意見を十分に聞き、その実態に配慮すること。
- 3.地方の道路整備が滞ることなく着実に進むよう、地方の道路整備財源について、充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年9月26日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

衆議院議長 河野洋平

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 麻生太郎

財務大臣 中川昭一 国土交通大臣 中山成彬

以上でございます。

議長(吉田正輝君) これをもって提案理由の説明を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号から第11号までについては、質疑を省略し、直ちに討論・採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

議員提出議案第8号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第8号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議員提出議案第9号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第9号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議員提出議案第10号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書提出について、討論に 入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議員提出議案第10号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員提出議案第11号 道路整備の促進と財源の確保についての意見書提出について、討論に入ります。

ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 今、国においても地方においても大変厳しい財政状況だということは皆 さんも御承知のとおりであります。

聖域のない財政チェックが今求められている折、道路特定財源についてもこれを一般財源化 せざるを得ないという決断を政府・自民党・公明党の皆さんもされたわけであります。

私ども日本共産党は、道路においても大変大きな無駄が今までもなされてきたし、またこれからもなされようとしていたことについて、国会等で追及してきたところであります。この地方で言えば、静岡県から伊勢湾を横断するとてつもない伊勢湾口道路、数兆円にも及ぶような計画を追及し、これらの見直しを約束させるなどしてきたところであります。

地方の道路整備、これは至極当然のことであります。必然性のある緊急性を要する、そうした地方道路整備については、一般財源化されても、それは重視をされていかなければならないというふうに思うわけであります。

今、毎年2,200億円、福祉の自然増分を減額するということがやられてまいりました。そのことで、大きな国民にひずみがもたらされていることも皆さん御承知のとおりであります。あるいは、インド洋上でアメリカ軍などに対する給油活動で既に1,500億円が費やされているというふうに言われております。法的な根拠もないアメリカに対する思いやり予算は年間2,500億円です。軍事費にも、そして大型公共事業にも、無駄なことについては聖域なく今メスを入れていかなければならない、このように思います。

愛知県内においても、水不足が既に導水事業などで解消されているにもかかわらず、二千数百億円の計画で設楽ダムの建設を強行している姿勢は、決して容認することはできません。また、徳山ダムの完成によって揖斐川から長良川、そして木曽川の犬山上流部分まで導水事業を計画して、これに費やす費用は890億円と言われております。これらについては、私どもは全く必要のない公共事業であるというふうに考えているところであります。

財政規律を保つためには、これらの無駄にきちんとメスを入れることが大切であり、道路財源の一般財源化も至極当然のことであり、一般財源化した上で、必要な地方道路整備については当然やられるべきであるというふうに思います。

そういう意味で、道路財源の優先的な確保、この意見書については同意しかねますので、反対をさせていただきます。

議長(吉田正輝君) ほかにありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 土田進君。

8番(土田 進君) 私は、道路整備の促進と財源の確保についての意見書の提出について、 賛成の立場で発言をさせていただきます。

大口町の道路事情は、重要路線である国道41号、155号は慢性的な渋滞を引き起こしており、そこにつながる県道、町道も朝夕のラッシュ時には数十メートルの渋滞となっております。中には、その渋滞を避けるために生活道路に入り込む車もあり、通学する児童・生徒やお年寄りの方が危険にさらされております。このような状況をなくするためには、慢性的な渋滞解消のための国道、県道の整備はもとより、歩行者の安全確保のための町内道路の整備を推進しなくてはなりません。

そのためには、地方の意見を十分に取り入れた新たな道路中期計画の策定と、着実な地方の 道路整備のための安定的な財源の確保が必要であると考えますので、この意見書提出について 賛成するものであります。

議長(吉田正輝君) これをもって討論を終了いたします。

続いて、議員提出議案第11号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(吉田正輝君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号について(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(吉田正輝君) 日程第6、議案第57号 調整池整備工事請負契約についてを議題といた します。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長(酒井 鍈君) 議長さんのお許しをいただきましたので、追加上程をさせていただきました議案第57号 調整池整備工事請負契約について説明をさせていただきます。

調整池整備工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては環境建設部長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長(吉田正輝君) 環境建設部長、説明願います。

環境建設部長(近藤則義君) それでは、説明させていただきます。

議案第57号 調整池整備工事請負契約について。

調整池整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大口町条例第4号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記1.契約の目的、調整池整備工事。2.契約の方法、制限付一般競争入札。3.契約金額、金9,555万円。4.契約の相手方、丹羽郡大口町大字余野字寺浦221番地、丸周建設株式会社代表取締役 近藤義則。5.工期、本契約締結の翌日から平成21年3月25日まで。平成20年9月26日提出、大口町長 酒井鍈。

提案理由、この案を提出するのは、調整池整備工事の施行のため必要があるからであります。 なお、参考資料といたしまして、制限付一般競争入札執行調書を参考としてつけさせていた だきましたので、よろしくお願いいたします。

以上で提案説明とさせていただきます。

議長(吉田正輝君) 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

ここで議案精読のため、11時40分まで休憩といたします。

(午前11時27分)

議長(吉田正輝君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前11時40分)

議長(吉田正輝君) これより議案に対する質疑を行います。

議案第57号 調整池整備工事請負契約について質疑に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第57号の討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第57号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員派遣について

議長(吉田正輝君) 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

大口町議会会議規則第117条の2の規定により、お手元にお配りいたしましたとおり議員を 派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田正輝君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については可決されました。

閉会の宣告

議長(吉田正輝君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。 これをもって、平成20年第8回大口町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時42分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

大口町議会議長 吉田正輝

大口町議会議員 柘植 満

大口町議会議員 岡 孝 夫

議案の撤回請求について

件 名 議案第56号 教育委員会委員の任命について

平成20年9月3日提出した上記の事件を、次の理由により撤回したいから、大口町議会会議規則 第19条の規定によって請求します。

理 由 本議案については、諸般の事情により撤回したいから

平成20年9月25日

大口町議会議長 告 田 正 輝 殿

大口町長 酒 井 鍈

写

平成20年9月16日

大口町議会議長 吉 田 正 輝 様

総務文教常任委員会 委員長 柘 植 満

総務文教常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により 報告いたします。

記

議案番号	件名	結 果
第46号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	原案可決
第4 7号	大口町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への 職員の派遣等に関する条例の一部改正について	原案可決
第48号	大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
第49号	大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
第5 3号	平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)	原案可決

請	願	件名	結	果
第2	号	学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める請願書	採	択

平成20年9月17日

大口町議会議長 吉 田 正 輝 様

健康福祉常任委員会 委員長 吉 田 正

健康福祉常任委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により 報告いたします。

記

議案番号	件名	結	果	
第5 0号	大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について	原案	可決	
第5 1号	大口町障害者医療費支給条例の一部改正について	原案	可決	
第5 2号	大口町精神障害者医療費支給条例の一部改正について	原案	可決	
第5 3号	平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)	原案	原案可決	
第5 4号	平成20年度大口町介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案	可決	
第5 5号	平成20年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案	可決	
議員提出第3号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書提出について	否	決	
議員提出第4号	後期高齢者医療制度を選択しない65歳から74歳の障害者に医療費助成制度 の適用を求める意見書提出について	否	決	

写

平成20年9月18日

大口町議会議長 告 田 正 輝 様

環境建設常任委員会 委員長 鈴 木 喜 博

環境建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第75条の規定により 報告いたします。

記

議案番号	件名	結	果
第5 3号	平成20年度大口町一般会計補正予算(第3号)(所管分)	原案	可決
議員提出第5号	国民生活を守るため原油・燃油高対策を求める意見書提出について	否	決
議員提出第6号	食料自給率の向上を求める意見書提出について	否	決

写

平成20年9月11日

大口町議会議長 告 田 正 輝 様

決算特別委員会 委員長 田 中 一 成

決算特別委員会審査報告書

認定第1号 平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

本委員会に付託された平成19年度大口町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定 すべきものと決定したので、会議規則第75条の規定により報告いたします。